平成２１年（再）第１２１号
千葉県市川市菅野４丁目11番13号
再生債務者　黒瀬　　博
1　決議に付する再生計画案　平成21年７月１日付け再生債務者提出の再生計画案
2　投票期間　平成21年８月10日まで及び平成21年８月18日午前11時債権者集会期日
3　債権者集会
⑴　期日　平成21年８月18日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成21年７月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１２２号
千葉県佐倉市井野1385番地100
再生債務者　吉野　庄市
1　決議に付する再生計画案　平成21年７月１日付け再生債務者提出の再生計画案
2　投票期間　平成21年８月10日まで及び平成21年８月18日午前11時債権者集会期日
3　債権者集会
⑴　期日　平成21年８月18日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成21年７月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１０号
大阪府東大阪市高井田中１丁目８番20号
再生債務者　株式会社チェスト
1　決議に付する再生計画案　平成21年７月３日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成21年８月18日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成21年８月11日
平成21年７月６日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２０年（再）第３１３号
東京都足立区千住桜木２丁目11番８号
再生債務者　医療法人財団桜会
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年７月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第６号
東京都中央区築地４丁目５番１号
再生債務者　株式会社築地江戸銀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年７月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２７号
東京都千代田区九段南２丁目３番25号
再生債務者　株式会社ミヤビエステックス
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年７月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２８号
東京都大田区下丸子２丁目13番１―409号
再生債務者　山岸　俊雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年７月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第３６号
東京都葛飾区亀有４丁目10番22号
再生債務者　株式会社東京ギフト商事
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年７月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第５２号
東京都港区芝５丁目31番19号
再生債務者　株式会社アイ・ピー・ビー
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年７月７日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１８年（再）第９７号
東京都新宿区新宿４丁目２番１―803号
再生債務者　株式会社カイコー
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成21年７月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第３２号
東京都新宿区高田馬場１丁目４番15号
再生債務者　高田印刷株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成21年７月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２７号
名古屋市千種区今池３丁目１番６号　サンファミリオ千種501号
再生債務者　焼肉ハウスＨＯＳＨＩこと星川利彦こと　鄭　　鎭寿
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成21年７月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１７年（再）第４号
広島市中区大手町５丁目３番20号
再生債務者　富士観光株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成21年７月８日
広島地方裁判所民事第４部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第４７号
埼玉県越谷市南越谷１丁目３番25号
再生債務者　株式会社エムテック
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都千代田区霞が関３丁目２番５号　霞が関ビル４階　隼あすか法律事務所　弁護士　山﨑雄一郎
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成21年７月７日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第６４号
埼玉県所沢市大字山口1599番地の８
再生債務者　松村　誠一
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月11日から平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第１０４号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金880番地１　レクセルマンション若葉第２―407号
再生債務者　若松振一郎
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月11日から平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第１０６号
埼玉県日高市大字野々宮188番地
再生債務者　渡邉　歩美
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月11日から平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第７７号
兵庫県西宮市東山台２丁目17番地９
再生債務者　山本　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成21年８月４日から平成21年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部